○国土交通省告示第三百七十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二十二条第二項の規定に基づき、海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する告示

海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「十月十二日」を「十月一日」に改め、第二項中「すべての資格別による種類」を「資格別によるすべての種別（二月一日、四月十日及び十月一日に開始される定期試験にあっては、船橋当直三級海技士（航海）試験及び機関当直三級海技士（機関）試験を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月十八日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(ｲ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｳ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(ｴ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月十八日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｷ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(ｲ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ｳ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(ｴ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(ｵ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(ｶ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(ｷ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月十八日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(ｲ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ｳ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(ｴ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(ｵ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(ｶ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月十九日から同月二十二日まで（予備、同月二十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年四月十九日（予備、同月二十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四七分一二秒

(ｲ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ｳ)　東経一二八度四五分五二秒

(ｴ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号